

奈 個 情 第 1 6 号
令和2年9月16日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について（答申）

令和2年6月16日付け奈教学第409号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第02-1号】

「G Suite for Education」の活用に係る電子計算機の結合について（諮問実施機関
教育委員会教育部学校教育課）

(別紙)

答申：個情第30号

諮問：個情第02-1号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市教育委員会が、グーグル社が提供するクラウド型学習支援ツール「G Suite for Education」を活用し、奈良市教育委員会が管理する「センターサーバー」を利用し、当該センターサーバーと同社が管理する当該システムのクラウドサーバーをオンラインで結合し、当該クラウドサーバー上で当該児童生徒に係る個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、クラウド型統合アプリケーション「G Suite for Education」について、次のとおり説明した。

1 「G Suite for Education」について

(1) 「G Suite for Education」の導入の経緯について

令和元年12月に文部科学省から教育現場において児童生徒1人につき1台の端末整備とネットワーク整備を推進するという「GIGAスクール構想」が出された。また、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から学習指導要領が改正され、これからの教育においては知識獲得型から協働的・探究的、いわゆる児童生徒たち同士が話し合い、知識を深め、そして活用することができるというような力を身に着ける教育が求められており、この「GIGAスクール構想」によって整備される端末とネットワークを活用することにより、これまでの教育から、さらに幅を広げ、教育の中身、質を高めることができると考えている。

令和元年度の「GIGAスクール構想」は、クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表に基づいた学習者用のクラウドサービスとなる。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う3月から5月末までの臨時休校や、学校再開後の現場においてもICT端末を活用したオンライン学習を今後広めることで、実用性が認められている。

このような状況の中、今年度の「奈良市教育大綱」と「教育進行基本計画」の見直しにあわせて、奈良県教育委員会が主導する奈良県域での教育プラッ

トフォームとしてグーグル社が提供するクラウド型学習支援ツール「G Suite for Education」を導入し、児童生徒一人一人に適した学びを提供することができ、自主的な学びによって、知識理解を深めたいと考えている。

(2) 「G Suite for Education」の概要

学校での学びにインターネットのグーグル社のサーバにある「G Suite for Education」を介し、自宅など学校以外の場所で時間や場所を問わず学ぶができる。

例えば、各家庭では、学校から書類、課題やアンケートなどの配布、また臨時休校や学級閉鎖中にオンライン授業が実施できる。また、学校内では、「G Suite for Education」のアプリケーションを用いて、児童生徒の意見をリアルタイムに反映させることや、ドキュメントやスライドを共有することができる。

このような活用により、従来の講義型授業が協働的、探究的な学びを主とし学びを深め、変化の激しい時代を生きる子どもの力を最大限に伸ばす学びを支援する。

具体的には、「G Suite for Education」のアプリケーションの「Classroom」では、教職員と児童生徒により「クラス」を作成し、その中での資料の共有や課題等のやり取りができる。アンケート機能の「フォーム」を使用することで簡易な小テストを行うことができる。また、教職員は「クラス」に所属している児童生徒の提出した課題や資料を見ることができ、紙媒体の管理から電子媒体で管理することが可能となる。また、同アプリケーションの「Meet」では、ビデオ通話を用いて、児童生徒が入院等で登校できない場合でも、授業を配信することで授業に参加できるほか、児童生徒本人や保護者との連絡ツールとしても利用することができる。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、「G Suite for Education」を導入するに当たり、次のような措置を講じることで、児童生徒に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

(1) 「G Suite for Education」で扱う個人情報は、写真、動画、教職員からの授業テキスト、課題、児童生徒が取り組んだ課題及び記名式のアンケートである。これは、文部科学省が定めた令和元年12月版「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」で分類される情報資産のうち、分類3（児童生徒の学習系情報や写真）及び分類4（学校事務や学校の中で一般に公開される情報）である。

(2) 「G Suite for Education」で児童生徒の個人情報を取り扱うに当たって、

「G Suite for Education」を調達する奈良県教育委員会と次の運用方針を定めた「奈良県教育委員会が管理する公用アカウントの利用に関する協定書」を締結する。

ア 児童生徒1人につき1アカウントとし、実施機関内で定めるシステム管理者の管理マニュアルに基づき管理する。新規アカウントの発行は、学校管理職員である教育情報セキュリティ管理者からの依頼で、教育情報セキュリティ運用責任者が発行する。また、アカウントの管理は、教育情報セキュリティ運用責任者の指示により、教育情報システム担当者だけがアクセスできることとするが、アカウント内の個人データは閲覧できない。

イ 教職員による「G Suite for Education」の運用について、校務系で取り扱うデータと教育系で取り扱うデータの区別を徹底し、情報漏えいに対する意識の指導を行う。

ウ 当該教職員が所属する学校の児童生徒の個人情報を含むデータについて、所属する学校以外の教職員や児童生徒と、共有又は閲覧することを禁止する。

エ 「G Suite for Education」上のファイルの所有権は作成した本人であり、本人以外がデータにアクセスできない。例え、教職員であっても、児童生徒が作成したファイルなどの情報は閲覧できない。

(3) 児童生徒及び教職員は、各学校内の教育系ネットワークに接続された端末機器を用いてインターネット系ネットワークの「G Suite for Education」にアクセスすることとし、セキュリティの最も高い校務系ネットワークと分離する。なお、校務系ネットワークと教育系ネットワークとのファイルの受渡しは、学校管理職員の承認を必要とする。

(4) 児童生徒は、それぞれの家庭で契約しているインターネットサービスプロバイダーのネットワークを利用して「G Suite for Education」にアクセスする。このアクセスには実施機関が児童生徒に付与した端末機器を用いることとしており、当該端末機器にはセキュリティ対策ソフトウェアを導入する。また、当該端末機器は、個々の児童生徒のIDとパスワードによってロックし、紛失盗難時に対するセキュリティ対策を行う。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が児童生徒に係る個人情報を適正に取り扱うために第2の2(1)から(4)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が「G Suite for Education」を導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認

めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該児童生徒又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、実施機関が「G Suite for Education」を導入し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、児童生徒に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 児童生徒が「G Suite for Education」にIDとパスワードによりアクセスする場合において、IDとパスワードの管理にリスクがあるため、IDとパスワードの管理と端末機器の使用について、当該児童生徒の保護者に対する支援も含めたセキュリティ上の万全の対策を立てることができるようなマニュアル等を作成すること。特に、小学校低学年を中心とする電子機器等への対応に不慣れな児童生徒への配慮が必要であるので、これを踏まえたマニュアルを整備するとともに、ユーザー教育環境を整え十分な対策を取ること。
- 2 実施機関が奈良県教育委員会と締結する「奈良県教育委員会が管理する公用アカウントの利用に関する協定書(案)」の運用に係る規定において、奈良県教育委員会の管理責任体制、奈良市教育委員会の管理責任体制、各種サービス等への適用及び管理責任範囲等が掲げられているが、それぞれの責任範囲等を明確化するとともに、奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)等に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じることができる条項を明文化すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 6月16日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 6月24日	令和2年度第1回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和2年 6月24日	実施機関に資料等の提出を求めた。
令和2年 7月16日	実施機関から資料等の提出を受けた
令和2年 7月22日	令和2年度第2回審議会

	1 実施機関から提出を受けた資料等の説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和2年 8月26日	令和2年度第3回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。
令和2年 9月16日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者